

# 厚生常任委員会会議録

平成25年10月31日

場 所 第1委員会室



平成25年10月31日(木曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査

○その他報告事項

・災害発生時における災害弱者対策について

衛生管理課長	青石 晃
健康増進課長	和田 陽市
感染症対策室長	蛭原 幸子
こども政策課長	長友 重俊
こども家庭課長	村上 悦子

事務局職員出席者

総務課主任主事	橋本 季士郎
議事課主任主事	大山 孝治

出席委員(7人)

委員 長	新見 昌安
副委員 長	右松 隆央
委員	星原 透
委員	中野 廣明
委員	宮原 義久
委員	後藤 哲朗
委員	太田 清海

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

○新見委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてでありますがお手元に配付いたしました日程案のとおりでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	佐藤 健司
福祉保健部次長 (福祉担当)	富高 敏明
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	日高 良雄
こども政策局長	橋本 江里子
部参事兼福祉保健課長	原田 幸二
医療薬務課長	長倉 芳照
薬務対策室長	肥田木 省三
国保・援護課長	青山 新吾
長寿介護課長	川添 哲郎
障害福祉課長	古川 壽彦

○新見委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○佐藤福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。

説明に入ります前に、先般報道されました職員の逮捕事案につきまして、御報告をさせていただきます。

容疑の内容は、小林食肉衛生検査所の職員が、都城市内のパチンコ店において現金7,000円を窃取した疑いで、10月24日に逮捕されたものでございます。

職員の綱紀粛正及び服務規律の保持につきましては、日ごろから公私にわたって厳しく指導を行っているところですが、今後とも改めて一層の徹底を図ってまいります。大変申しわけございませんでした。

それでは、お手元の「厚生常任委員会資料」の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

本日の報告事項は、「災害発生時における災害弱者対策について」であります。

詳細は担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○原田福祉保健課長** 本日は、「災害発生時における災害弱者対策」ということで、福祉保健部といたしましては、社会福祉施設や病院等における対策などを中心に御説明いたします。

「常任委員会資料」の1ページをお開きください。

まず、「1 社会福祉施設等の耐震化の状況」についてであります。

(1)の社会福祉施設につきましては、ことし9月に厚生労働省が、平成24年4月1日現在の耐震化状況調査を発表いたしました。

調査対象施設は、建築確認が必要である2階建て以上または延べ床面積200平方メートルを越す施設となっております。

各施設種別ごとの耐震化率は、表の右端ですが、高齢者施設が95.3%、障がい者(児)関係施設が81.8%、児童関係施設が70.2%、その他関係施設が83.6%で、県の合計が86.4%となっております。全国平均は84.3%です。

表の下に九州・沖縄7県の数値を掲げておりますけれども、本県は、大分などとはわずかな差ですが、最も高い耐震化率となっております。

2ページをお開きください。

(2)の医療施設ですが、本年8月に厚生労働省が、全国の病院の耐震化状況について都道府県を通じて調査を行いました。

本県では、141病院中、101病院が全ての建物で耐震性がある、2病院が一部の建物で耐震性がない、38病院が耐震診断未実施または耐震性が不明との結果で、耐震化率は71.6%でありました。

全国の調査結果は、現在、集計中ですが、参考までに、前回の調査結果につきましては、下の表のとおり、全国は61.4%、本県は70.0%で、九州内では、大分に次いで2番目に高い数字となっております。

次に、「2 耐震化等への取組」についてであります。

まず、(1)の高齢者に係る取組としては、①「耐震化の促進」では、入所者の安全・安心及び快適な居住環境を確保するため、年2カ所程度をめどに老朽化の著しい養護老人ホーム等の改築整備を促進しております。

②の「避難防災対策に係る整備」では、津波等の発生時に円滑な避難誘導を図るため、24年度から新たに、介護保険サービス事業所が実施する避難階段や屋上避難スペースの整備等を促進しているものであります。

次に、③の「スプリンクラー等の整備」では、小規模なグループホーム等について、21年度から、国の「介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業」を活用してスプリンクラー等の整備を促進しているものであります。

次に、(2)の障がい者に係る取組ですが、①から③については、今年度の6月補正予算に計上したもので、社会福祉施設等の入所者の安全・安心を確保するため、耐震化の促進やスプリ

ンクラーの整備、在宅の障がい者等の避難スペースの整備を行っております。

次に、3ページをごらんください。

一番上、④のとおり、車椅子用とオストメイト用のポータブルトイレを、23年度、県内3カ所に備蓄したところであります。

次に、(3)の児童に係る取組として、①の「耐震化の促進」では、子供にとって安全・安心な環境を確保するため、安心こども基金を活用するなどして幼稚園、保育園及び認定こども園の老朽改築、耐震化のための施設整備を支援してきておりまして、21年度から24年度にかけて69カ所の整備を行ったところであります。

次に、(4)の医療に係る取組として、まず、①の「耐震化の促進」では、国の基金を活用して、災害時の医療提供体制の確保を図るため、22年度から災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化整備を促進しており、これまで5つの病院の耐震化整備を支援しております。

次に、②の「災害拠点病院の防災等機能強化」では、これも基金を活用して、24年度から圏域の災害医療対策の中核となる災害拠点病院の、例えば自家発電装置の移設やヘリポート整備等の機能強化事業を支援しているところであり、昨年度は8つの病院の取り組みを支援しております。

なお、先日火災があった福岡の有床診療所では、スプリンクラーの設置義務はなかったというようなことも話題になっておりましたけれども、米印で、「消防法におけるスプリンクラー設置の基準等」の表を参考でつけております。

主なものを説明しますと、表の上から6番目、認知症高齢者グループホームにつきましては、平成21年度の消防法改正により、延べ面積275平方メートル以上の施設にスプリンクラーの設置

義務がありましたが、ことし2月に長崎市で275平方メートルを下回る小規模なグループホームで火災が発生し多数の死傷者が出たことを受け、高齢者施設においては、原則として面積要件をなくし、全ての施設にスプリンクラーの設置義務を課す法令上の措置がなされる予定となっております。

また、診療所については、表の一番下ですけれども、延べ面積が6,000平方メートル以上の施設にスプリンクラーの設置義務があります。

火災のあった福岡の診療所は延べ面積665平方メートルで、これには該当しないということでございます。

次に、4ページをお開きください。

「3 防災マニュアル等の作成」についてであります。

まず、(1)の「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」ですが、災害に備えた事前の準備と実際に災害が起こった場合に障がい者・高齢者本人とその支援者がとるべき行動についてまとめた「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」や防災カードを作成、配布を行いました。

(2)の「幼稚園・保育所・認定こども園等防災マニュアル作成の手引き」ですが、幼稚園、保育所、認定こども園等が、地震・津波に対応した防災マニュアルの策定や見直しを行う際の参考となるよう、手引の作成、配布を行いました。

(3)の「病院の災害対応計画作成の手引き」ですが、全病院に対して、国が作成した手引を送付し、災害時における入院患者の避難手順等の災害対応計画の策定をお願いしているところであります。

最後に、「4 その他の防災対策」についてであります。

(1)の「防災対策の点検、見直し」についてであります。

本県では、東日本大震災を受け、平成23年4月28日付で、各社会福祉施設及び医療施設に対して、既存の避難計画の点検や見直しを指示する注意喚起の文書を出しております。

また、ことし4月1日施行の「社会福祉施設等の設置・管理基準に関する条例」において、社会福祉施設の防災対策を努力義務として規定するとともに、県が施設監査を行う際に、消防法等の法令に基づく消防計画の作成や避難訓練の実施等を行っているか、実地で確認しているところでございます。

さらに、10月11日に福岡市で発生した有床診療所の火災を受けて、社会福祉施設及び医療施設に対して、防火体制の整備、消火・避難体制の確保等について、文書で指導いたしました。

次に、(2)の「社会福祉施設等従事者における防災士の養成」であります。

「防災士」といいますのは、減災と社会の防災力向上に資する意識・知識・技能を有し、NPO法人日本防災士機構の認証を受けた方をいいます。県では、危機管理局において、その養成を推進して研修を実施しておりますけれども、その養成コースの一つとして、社会福祉施設職員を対象とした研修を実施しております。

今年度は高齢者施設及び障がい者施設の職員117人が受講しており、今後、各施設において防災活動の中核的な人材となるよう期待しているところであります。

次に、(3)の「福祉避難所の指定の推進」についてであります。

災害時には、まずは指定された避難所に避難していただきますが、避難生活が長引く場合、高齢者や障がい者など、支援や配慮が必要な方

を受け入れてもらうのが福祉避難所ということになります。市町村があらかじめ施設の了解を得て指定を行っておき、災害時に状況等に応じて、この福祉避難所を開設されるものであります。

県では、市町村が新たに指定した福祉避難所に備蓄する物資や備品等の購入を行う場合、その一部を補助するなどして、福祉避難所の指定を推進しております。

なお、現在、福祉避難所は、69施設指定されております。

最後に、(4)の「宮崎県社会福祉施設等災害時相互応援協定」であります。

この協定は、県の社会福祉協議会が発起人となりまして、高齢者、障がい者、児童福祉施設等の施設団体9者間で、知事立ち会いのもと、平成25年2月1日に締結いたしました。

各施設団体の傘下施設が同意書を県社協に提出した段階で協定に加わることになっておりまして、10月17日現在で加盟率88%、915会員が加盟しております。

内容といたしましては、災害時に自力復旧が困難な施設に対して、加盟施設が職員の派遣、利用者の一時受け入れ、機材の提供等を行うものです。

なお、九州・沖縄では同様の協定を締結しているのは、本県と大分県となっております。

説明は、以上でございます。

○新見委員長 執行部の説明が終わりました。

ここで、質疑をお願いいたします。

○中野委員 今説明がありましたけど、この中で、福祉保健部として法に基づいて強制力のある指導、あるいは監査対象になるのはどういふのがありますかね。例えばスプリンクラーなんかは消防庁の管轄とかいろいろあって、責任分

野というのがちょっとわからんのやけど。

○原田福祉保健課長 スプリンクラー設置等につきましては、もちろん消防法の対象として、その消防法に遵守して守られているかというのを監査指導等でチェックするというのが福祉保健部としての立場でございます。

○新見委員長 いいですか。

○中野委員 いや、だからずっと説明があった中で、ある程度強制力があって指導できるやつと、それがわかれば。

極端な言い方をすると監査対象、法的に基づいた指導とかじゃなくて、法令に基づいた監査対象になっているような部分は、どういうのがあるのか、曖昧なところが。監査に行っても、違反しているかとか、強りに言えるかどうか。

○川添長寿介護課長 各施設ごとに個別法になっておりますので、例えば高齢者施設といいますと、3ページをあけていただきますと、下のほうに消防法におけるスプリンクラーの設置になってますけども、基準がございますから、当然うちのほうとしては指定とか許認可をやりますから、その際に消防署の証明書がついているかどうかという形で、それがなければ指定とか、許認可はしないという形。

それと、2番目におっしゃいました監査のときは当然、設置の段階で、それは調べてますけども、あとは避難訓練とか、そういう形では、監査の際にどれだけ避難訓練してるかとか、災害における避難・防災計画を策定しているかとかいう形では、強制といいますか、当然、厳格に指導しております。以上です。

○長友子ども政策課長 子ども政策課関連でございますが、本課は保育所の監査指導を行っているということでございまして、資料の3ページのほうでスプリンクラーの設置でございます

が、下のほうにございます、児童保育所、幼稚園は延べ面積6,000平米以上ということになっておりますが、このような大きな施設はございませんので、これは該当なしになっております。

それ以外の指導としましては、毎年、保育所の指導に、現地の指導に参ります。そのときに、保育所につきましては児童福祉施設の設備及び運営に関する基準——これは厚生省令でございます——がございまして、計画の策定と訓練をするようにと、その訓練につきましても、少なくとも毎月1回やらないといけないという基準がございます。

そういうのがございますものですから、監査に行きましたときは計画の確認とか、あるいは毎月1回以上の訓練の実施の有無、あるいは実施の内容、それについて確認して、おかしければ指導するというような形で対応しております。以上でございます。

○古川障害福祉課長 障害福祉関係、障がい者関係につきましては、ことし、施設の整備及び運営に関する基準というのが、今までは省令で決まっていたんですけども、これが条例という形になっておりまして、その条例の中で、例えば非常時に備えるために、避難とか救出、その他の訓練を定期的に行なさいとか、非常災害に関する具体的な計画を立てなさいとか、一応そういうのを決めておりますので、それにつきまして指導監査のときにチェックをしているところでございます。以上でございます。

○長倉医療業務課長 医療施設につきましては、消防法の基準等の、いわゆる強制的な適用、指導というのは、当然消防サイドで行われるわけですが、病院に関しては、毎年1回、そして有床診療所に対しては、おおむね3年に一遍程度、保健所のほうで医療監視に入っております。

その中で、いわゆる消防なり、そういった防災訓練であるとか、年に2回にやりなさいとか、そういったような消防法上の施設基準とかもある程度見ておきまして、それにおいて違反等があれば、いわゆる指導をすると、その指導が是正されなかった場合は、文書での指摘を行って改善指導をするというような形になります。

ただ、医療施設につきましては消防も入っておりますので、具体的なそれ以上の処分なり何なりというのは、消防法でなされると考えております。以上でございます。

**○新見委員長** ほかにございませんか。

**○太田委員** 4ページの「防災マニュアル等の作成」というのが一番上にありますが、この中で、「障がい者や高齢者本人とその支援者がとるべき行動についてまとめた」ということであります。

障がい者本人と支援者との関係というのは、例えば障害者手帳を持っておられる方が、この地域にどんだけ住んでおられて、どこに住んで、名前はどんな人で、家族構成はどうだろうかということが、本当はあらかじめわかってたら、いざ災害といったときに分担をして、何らかのNPO法人なり、いろんな立場の人が分担をして、気を配らせて対応していくというのができるだろうと思うんですが、障がい者であるということを公にするというのは、以前、プライバシーの関係で難しいというようなことを言われて、民生委員の人ですら、障がい者が、どなたがこの地区に手帳を持っておられるかわからないというのがあって、それは確かに当然だろうとは思いましたが。その辺のプライバシーの関係もあると思いましたので、支援する場合はわかってたほうがさっと対応できるんですが、今のそういう障害者手帳、精神障がい者も含め

たそういう所持者との関係は、今国のほうではどんなことになってますか。まだ公にはできない、地域には公にできないということになっているのか、どうなんでしょうか。

**○古川障害福祉課長** 最近、災害対策基本法というのが改正されまして、一応市町村はそういう被災者台帳というのを作成することができる、その中に要配慮者ということで、障がい者とか高齢者とか入るんですけど、そういう台帳はつくることができます。それを、今おっしゃいました民生児童委員とかに渡すときなんですけども、本人の同意があるときというのもありますし、あと内部では利用できますというのがありますけど、慎重になられているのが外部に出されるときですけども、これにつきましては、必要な限度の提供にかかわる台帳を利用することができるということはあるんですけども、一応まだ慎重な立場で、同意というような形で提供されているという、そういうことで災害対策基本法では、そういう目的のものに沿った形で、提供はできる形になっておりますけども、個人情報ということで、そこ辺はまだ慎重になられているのではないかなというふうに考えております。

**○太田委員** わかりました。確かに、これは悩ましいことだろうなという感じがするわけですね。例えば、民生委員の方が知ってて、それがある特定の業者に渡ったりした場合に、メールがいっぱい届き始めたとか、いろんな詐欺事件にも展開するようなことも、利用されたりするかもしれないかなと思うと、なかなか難しいなとは思うんですね。

だから、言われてるように、本人が同意をすればとかいうことで、同意とかいうところをうまく活用しながら、そういったデータをできる



だけ保護化して、災害時に厳密にきちっと使うというのを何か工夫できたらいいかなというように、まだ完全に開放されているというわけではないようですね。

○原田福祉保健課長 今現在、法の改正を受けて、市町村において要支援者の名簿の作成、また全体的な計画、どういう形で名簿を作成して、どういう提供体制をとるとか、そういうことの全体計画の策定に取り組んでいる状況でございます。これが来年の4月1日をめどに整備を進めている状況でございます。

その中で名簿の提供については、先ほどお話がありましたとおり、本人の同意は必要なんです。緊急時の場合、まさに危機が迫っている場合は、同意がなくても提供するという状況も想定されております。その手順等も、今後市町村において定められることになろうと思います。

あわせて、提供を受ける民生委員とか社会福祉協議会とか、それから自主防災組織あたりもその対象になるんですが、提供を受けた情報については厳しい秘密保持の義務が課せられておりますので、その点は十分配慮がなされるものと思っております。

○太田委員 わかりました。

それと、最後に、同じ4ページの福祉避難所の指定の推進というのがありますが、これは福祉避難所に指定をされて支援物資や備品等を購入する場合、一部補助しますよという説明がありました。こういったところでの物資とか備品とかいうのは、どんなものがありますか。

○原田福祉保健課長 例えば、高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレの整備だとか、それから車椅子、あるいは歩行器、それからストーマ用装具だとか紙おむつとか、そういうことになっております。

○太田委員 念のため。食料品はないんですね。備品ということでしょうね。食料品でも永久保存じゃない、そういうのもあるようですが、そんなのは。

○原田福祉保健課長 この事業においては備品ということで、対象外になると思います。

○太田委員 わかりました。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○星原委員 1ページ、2ページ、社会福祉施設、それから医療施設、この耐震化に対する補助みたいなのは、国、県、どういう形でなされているんですか。

○川添長寿介護課長 これも個別に、ちょっと動いて大変恐縮なんです。高齢者につきましては、2ページの真ん中あたりに上げておりますけども、(1)の高齢者の①の耐震化の促進という形で、県の補助事業という形で、ただ、耐震化を直接目的にはしておりません。老朽化した施設ということで、昭和56年以前等の施設を中心に改築に補助を出しているという状況でございます。

○星原委員 金額的には、その平米数に対してなのか、入場者数に対してなのか、どれぐらいの数字が。

○川添長寿介護課長 ここに上げております事業につきましては、1ベッド当たりという単価で上げさせていただいています。金額は、本年度の予算でいきますと、1ベッド当たり300万という形です。

○長倉医療薬務課長 医療施設における耐震化につきましては、いわゆる耐震化基金、先ほど申し上げました耐震化基金で時限的に措置されて、行われている事業が今ございます。これは今、行われている済生会日向病院で、今のところは計画は終了しているところでございます。

その他、制度的なものとしましては、政策医療を担う病院につきまして、例えば救命救急センターでありますとか、いわゆる救急の重要な病院、そういったようなものに対しては、国が2分の1で耐震改修を行う事業がございます。政策医療を担う病院につきましては、2,300平米当たり3万2,700円などといった基準になっております。

また、平成25年度予算におきまして、改正耐震改修促進法により、耐震診断義務づけの対象となる建蔽率、5,000平米以上ですけれども、これに対して国の追加補助ということで、国費による実質補助率が、耐震診断が2分の1、改修3分の1というのが創設されて、今後それが実行されるというふうには伺っております。以上でございます。

○古川障害福祉課長 障がい施設に関しましては、施設等整備の関係で、補助率につきましては、国が2分の1、県が4分の1と、残りが設置者という形で。ただし、人数とかございますので、上限はございますけれども、一応そういう形で支出しているところではございます。以上でございます。

○長友子ども政策課長 児童関係施設でございますが、これにつきましては、保育所につきましては特段耐震化を目的としたものはございませんが、保育所緊急整備事業という安心子ども基金を使った事業によりまして整備を進めているところでございます。これにつきましては、先ほどもちょっと説明したんですけど、21年から24年まで相当整備を進めているところでございまして、25年度も含めまして、保育所の整備が5年間で66園やるとか、そういった形で非常に数をふやしているところでございます。

それと、認定子ども園関係の整備につきまし

ても、安心子ども基金を使いまして整備をしているという状況でございます。

それと、幼稚園につきましては、幼稚園の耐震化促進事業ということでやっているところでございます。この幼稚園につきましては、児童関係施設というくくりには入るんですけど、社会福祉施設というのには入らなかったものですから、そういう形で、幼稚園につきましては耐震化促進事業ということでやっておりまして、23年度から25年度まで9件ほど実施するというような形でやっております。以上でございます。

○星原委員 それと、ここに社会福祉施設の都合だと、2階建て以上、延べ床面積200平米超の施設となっていますよね。逆に、これ以外の、そこを超えない施設というのは県内にどれぐらいあるものか、あるのかないのか。

○原田福祉保健課長 今回の調査対象は、これに限定されておりまして、これ以外、例えば小屋とかも施設に入ってまいりますので、その分については把握はしておりません。

○星原委員 それと、今のこの社会福祉施設でいくと、本県が24年の4月1日現在で耐震化率86.4となっておりますよね。これは最終的に100%まで目指していることになるんですか。それとも、それぞれの施設の経営状況等で、なかなかそこまでは持っていけないと見られてるんですか、その辺はどうなんですか。

○原田福祉保健課長 例えば、高齢者施設などにつきましては、比較的、最近になって整備が進んでいる状況ですので、耐震化率は高いという状況がでございます。それに比べまして、例えば保育所ですと、これは昔からある施設でして、かなり老朽化している施設も多うございます。そういう形で、耐震化整備をするにしても、全面的に新しく建てかえるとか、そういうときに

やろうというような施設も多うございまして、全体としてなかなか耐震化率が上がっていない状況もございます。

また、この社会福祉施設等については、市町村がつくっております社会福祉センターみたいな、ああいう公的な施設も入っております、その部分が意外と耐震化率が進んでないという状況もございまして、こういう施設も大規模な施設ですので、大きく建てかえないと、なかなか進まない、そういう状況もございまして、すぐすぐ100%に近づいていくというのは、なかなか難しかろうとは思っております。

ただ、先ほど言いましたように入所施設ですとか、やはり入所者、あるいは通所でも、利用者の安全確保のために緊急的というか、少しでも早く耐震化すべき施設については耐震化していただくよう、県としては指導なり、お願いをしている状況でございます。

○星原委員 特に、南海トラフがよく言われるんですよね。そうすると、地震、津波、いつ来るかわかりませんよね。宮崎県内の沿岸部の地域指定ありますよね。だから、そういうところあたりは、中山間地域の外れているところはいと思うんですが、その沿岸部に類するところは、いつ来るかわからないわけで、そういうところは、やっぱり優先的に指導とか補助とか、いろんな形も考えながらやるべきじゃないかなというふうに思うんですが、そういう考え方というのはしてないものなんですか。

○原田福祉保健課長 高台移転を希望している施設もございますが、やはり高台移転となりますと、丸ごと移るということで、整備費もかなりお金がかかりますので、なかなか、すぐすぐというのは難しい状況でございます。各施設のいろんな財務の状況等もございまして、そうい

う計画と合致したときにとということにならざるを得ない状況がございます。

ただ、一方で津波につきましては、地震から若干、20分なり30分なりの時間がございまして、その間に安全に避難できる体制を、万全の体制というか、日ごろから訓練をしたり計画を立てておくなど、ソフト面の対応を十分とっていただくよう指導はしているところでございます。

○星原委員 はい、わかりました。

○新見委員長 そのほかに。

○原田福祉保健課長 補足しまして、先ほど財源、お金の話がございましたけども、なかなか各施設で高台移転というような形で整備するのは難しい状況がございますので、しかし、南海トラフの地震等を考えますと、そういう対応も必要ですので、国に対して何らかの財源の手当てをするように、例えば高知あたりと共同しながら要望活動を行っている状況でございます。

○星原委員 今、国にと言われましたが、特に国のほうも防災・減災の予算ということで、今予算的にも見るというか、見れるというか、そういう対応を考えている時期ですよ。

ですから、そこをうまく利用して、要望・陳情をして、経営体の弱い、そういうところあたりはそういうことで、やはり生命が一番大事だという面からいけば、そういうことで要望していったほうが。こういう時期でないと、なかなか予算がつかないわけですから、こういう時期だから、逆にそういう危険、やりたいけど、なかなか予算が厳しいんだということで、何とか補助金を持ってくる方法もやっぱり一つの方法だと思いますので、よく検討して対応していただければと思います。

○佐藤福祉保健部長 今委員がおっしゃった視

点というのは極めて重要で、私どもも福祉施設とか医療施設とか、いわゆる弱者の方が入所される施設を預かっておりますし、我々福祉保健部以外でも、例えば学校とか、いろんな施設が沿岸部にたくさんあります。これを一自治体なり、あるいは県なりが、その財源をどうかするかなんていうのはとてもできないことなので、国に南海トラフ対策も含めたところでの移転とか、そういうものの経費を財政措置してくれというのは、国への要望事項の中でも出させていただいています。今後も、やはり強く申し上げていかないと、声は届かないと思いますので、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○星原委員 ぜひ、よろしくをお願いします。

○宮原委員 この2ページの医療施設ということで、県内に141施設があつて、38施設が耐震診断の未実施、そしてまた耐震性が不明ということになるんですけど。この3ページのところで見ると、災害拠点病院、二次救急医療機関の整備の促進を図りますとなっておりますが、この災害拠点病院であつたり二次救急医療機関で耐震性がないところというのが、幾つぐらい残っているんでしょうか。

○長倉医療業務課長 少々お時間をください。

災害拠点病院につきましては11ございますけれども、耐震性が全部あるのが9つ、耐震性の診断未実施、耐震性不明というのが1、そして耐震診断が未実施というのが1ということになっております。

二次救急機関におきましては、39施設のうち、耐震診断未実施で耐震性不明というのが10カ所ということになっております。

○宮原委員 いろんな事業を活用して整備を図っていくということになりますけど、こういうところというのは、それなりにいろんな助成

もあつて整備が進んでいくんだろうというふうには思うんですけど。全体で見ると、病院という形でいくと、38施設というのが未実施であつたり耐震性が不明ということになりますので、災害拠点病院であつたり、こういった二次救急のところというのは、県のほうで極力そういった整備を図りなさいということで指導しやすいのかなと思うんですけど、一般の病院ということになると、その病院の経営ということで判断をされるのかなというふうに思いますが、そのあたりは、耐震化を急ぎなさいという指導というのは、県のほうではできるんですか。

○長倉医療業務課長 いわゆる患者さん方の安全を守るために、やはり耐震性を確保するというのは大事でございますので、こういったいろいろな機会を捉えて、国のほうからも耐震性の確保を図るために、いわゆる耐震診断を受けなさいとか、耐震性の確保を努力してくださいというような指導は、私どもも国を受けて、通知をしているところでございます。

そして、先ほど申し上げましたように、耐震と申しましても、全ての病院につきまして対応はできないということで、ことし、25年度の特別な措置として、5,000平米以上の病院につきまして、耐震性が一定程度ないものにつきましては補助するというような予算措置等もされているようでございます。私どもも折に触れまして、そういったものは現状等を把握しながら指導をしてまいりたいと考えております。

○宮原委員 指導していただくということではないというふうに思うんですけど。例えば、非常に古くて、誰が見ても耐震性もないようなところで診療、病院として営業されることについては問題はないんですよね。

○長倉医療業務課長 いわゆる法令上、許され

た範囲内の耐震性のもとでやられるということ  
は、特段問題ないと考えております。

○宮原委員 余り古ければ、多分、患者さんも  
行かないと思いますので、そのあたりはほどほ  
どにというところになるんだろうなというふう  
に思うんですけど。

あと、今度は高齢者の耐震化の促進というと  
ころで、年に2カ所程度をめどに養護老人ホーム、  
それから特老も含まれているというふうに  
思いますが、そういったところを整備していく  
ということになると思いますけど。それこそ、  
あと何カ所ぐらい整備しなければならぬのが  
残っている状況なんでしょうか。

○川添長寿介護課長 少々お待ちください。老  
朽化施設につきましては、まず養護老人ホーム  
につきましては、これは事業主体が市町村のも  
ございますから、一概に改築、希望しているわ  
けじゃございませんけども、あと7施設ぐら  
いはちょっと早目というふうに考えておりま  
す。30年経過してるところを上げればというこ  
とです。

今のが養護老人ホームでございまして、特別  
養護老人ホームにつきましても、30年経過して  
いるのが8施設ほどございます。以上でござい  
ます。

○宮原委員 周りを見たときに、特老とかの改  
築が結構進んでいるようでありますから。施設  
を見たところ、まだ使えるのになというふう  
には思うんですけど、今言われたような年数を見  
ると、もう大体変えていかないかんというこ  
とで整備が図られているようですから、ここの部  
分については、結構目にしますから、今後残さ  
れた部分というのも整備が図られるだろうと  
いうふうに思いますが。

この高齢者施設であったり、障がい者施設の

中にスプリンクラーの整備をどんどん図られて  
いくんですけど、このごろ防火扉であったりス  
プリンクラーであったり、整備はされているん  
だけど、いざというときに機能しなかったとい  
うような話がよくあるんですけど。スプリンク  
ラーは設置して、点検というのは、多分毎年や  
られているんですよ。そのあたりはどうなん  
でしょうかね。いざとなったときに使えないよ  
うなものであったら、ただ飾りにしかならぬ  
なというふうに思います。

○川添長寿介護課長 まず、先ほど養護老人ホ  
ームと特別養護老人ホームの施設を申しまし  
たけども、今我々が考えているのは、特別養護老  
人ホームにつきましては介護保険施設になって  
おりますので、今後ここに対する補助というの  
はなかなか難しいかなと。養護老人ホームにつ  
きましては、措置費という形で介護報酬は入っ  
ていまして、こちらのほうをどうするかとい  
うのが大きな課題というふうに考えておりま  
す。

それと、もう一つのほうの点検、いわゆるス  
プリンクラー、防火ドアの点検という形で、今、  
宮原委員からございましたけど。あくまで我々  
のほうとしては点検する目がないものですから、  
法律上は建築基準法上になってまして、所管課  
に確認しましたところ、今回の福岡の火災関係  
で、新聞報道等で、ほかの県では小規模の医療  
施設とか高齢者施設にも入るようというふう  
にしているという県がございましたが、宮崎県  
の場合は建築基準法を受けた形で、県の細則と  
かいう形で決められてるのが病院とかいう形に  
なってるみたいで、その範囲を広げようとい  
う検討をしているということ、それに期待し  
たいというふうに考えてます。

ただ、今うちのサイドとしては、なかなかそ

この点検までは見ていないという状態です。

○古川障害福祉課長 障がい関係も、義務があるところは設置されております。6月補正では、義務がないところまで設置してたんですけども、その点検のところまではチェックはしてないところでございます。

ただ、消火等がちゃんとされるかという訓練とか、その辺はやっておりますけど、点検まではちょっとやってないという状況でございます。

○長倉医療薬務課長 医療施設につきましては、スプリンクラーにつきましては、ついているかついていないかというのは病院報告の中で上がってまいりますけれども、具体的なチェックはしておりません。具体的にチェックするものとしましては、例えば消火器はきちんと置いてありますとか、防火扉の前に物が置いてありませんかとか、先ほど言ったように訓練をしていますかとか、そういったようなことになりません。

○宮原委員 スプリンクラーは難しいんだろうなと思いますよね。整備されてて、1回点検してみましようかといったら、もうびちゃびちゃになるわけですから、なかなか難しいんだろうなというふうに思うんですけど、いざとなったときに、何十年も使っていないものが本当に水が出るのかなというのも考えられないこともないのかなと思いますので、そこそこにチェック、そういったのも、今の時代だったら多分検査ができるんでしょうけど、やっぱりそういったのがちゃんとしとかなないと。ただ、つくってはみたが、実際機能しなかったということがあってはいかんなかという思いがあったので、発言をさせていただきました。はい、ありがとうございます。

○右松副委員長 宮原委員が今言われましたの

で、私もほとんど同じなんですけど。4ページの福岡市で発生した有床診療事故なんですけど、大変痛ましい事故で、記憶に新しいんですけど。福祉保健部長名で、防火体制の整備と、それから消火・避難体制の確保等について指導されたということでありまして、先ほど宮原委員のほうから言われましたが、防火扉が、やはり火災の被害の防止の中で重要な役割を果たすのが、よくわかった事例だと思ってます。ここが閉まっていれば、かなりの被害が防げたのではないかなというふうに思ってます。

そういった意味で、この防火戸の指導について、きちっとそこが明記されていたのが1点と、それから先ほどもちょっと答弁がありましたけれども、例えばアンケートで、その防火戸がきちっと作動しているのかどうか、そのあたりをチェックしていくのはできるのかなと思っておりますので、そういった意味で現状が、今後、調査、把握していく考えがあるのかどうか、そこも含めて伺いたいというふうに思ってます。

○原田福祉保健課長 今回、福岡の火災を受けて出しました通知におきましては、各施設において防火体制の整備及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行うということで、防火、防災対策、安全対策に万全を期すようにということで、お願いいたしますということで通知をいたしております。

お話にございました機器の点検あたりのチェックといいますか、それはうちの通常の行っている指導監査あたりの項目ではございませんので、ちょっとなかなか難しい面もございます。

○長倉医療薬務課長 私どもではございませんけれども、消防と建築サイドのほうで、いわゆる入院施設のある医療機関に対して、例えば立

入検査、今一部やっておりますし、また今後やる予定というふうに伺っております。

また、建築サイドにおきましても、いわゆる病院や患者の収容施設のある診療所について、今後、緊急点検を行うというお話は伺っております。

**○右松副委員長** 先ほど福祉保健課長が言われましたけど、指導監査の対象範疇ではないと言われましたが、やはりあれだけ大きな被害が出て、明らかに防火扉が閉まらなかった、作動しなかったというのが大きな要因になってますので、そこは範疇じゃないからでなくて、私は、例えばアンケート調査でも構わないと思うんですよね。

ですから、やはりそういったことを宮崎県として、同じようなこういった事故が起きないように教訓としていくということであれば、そこはちょっと答弁がいかげなものかなと思いましたが。

**○原田福祉保健課長** ちょっと言い回しが、失礼いたしました。こうした安全施設の点検等について、しっかりやっていますかという指導、チェックは当然行いますので、私が申しました、その機器自体のいわゆる点検というか、そのものでして、それは、例えば消防署等がやるべき業務という意味で申し上げました。

福祉保健部としましては、そうした消防法の遵守とか建築基準法の遵守とか、その辺をしっかり法令遵守をしていただくように指導しております。その中で、さっき言いましたように点検だとか、避難訓練の実施状況等をチェックいたしまして指導をしてまいりたいと考えております。

**○右松副委員長** わかりました。

**○佐藤福祉保健部長** 建築基準法とか消防法と

か、いろいろ基準がございます。

けども、一方で我々も、その医療施設、あるいは社会福祉施設を所管している部署でございますから、そういう消防法なり建築基準法にのっとった対応ができていくかということも含めて、監査の中で、指導ですけれども、それはやっておりますし、今後もやっぱり点検の中でやっていかないといけないというふうに思っています。

**○右松副委員長** はい、わかりました。

**○新見委員長** ほかにございませんか。

**○中野委員** さっき、ちょっと南海トラフ、やっぱり津波が来たときは、とにかく早く避難することしかないのかなど。危機管理局でやると、いや、あれは市町村の仕事ですというような範囲で、それはそれでいいけど。県としても、どういう避難計画とか、そういうのぐらひは、やっぱり一緒になって把握しとかんことには、対策本部ができたって何もできんだろうと思う。

こういう介護施設とか老人ホーム、宮崎県は入り込んで、奥がなくて、津波が来たら、すぐ倍ぐらひの高さになるかなというところがあるわけやけど、そこら辺の施設、福祉施設なんかの避難計画とか、そこ辺は県としては法的というか、市町村と一緒にやるというのはあるけど、法的根拠に基づく指導というのはどれぐらひまであるんですかね。

**○原田福祉保健課長** やはり南海トラフクラスの地震が起きたときの大きな避難計画あたりは、県と市町村と一緒にやって当然対応すべきなんですけれども。あと、個別の避難ということになりますと、やはり市町村が中心となって計画を立てております。その中で、社会福祉施設あたりも位置づけて避難計画を立てていただいているのであろうと思います。基本的には、各施

設においては、やはり万全の避難体制、あるいは訓練を実施していただくよう指導しております。万が一がないように、そうした万全の体制をとっていただきたいと考えているところでございます。

○中野委員 もう一回。だから、そういう指導というのは、最終的には法的根拠はないということよね。だから、そこら辺がいろいろ責任が不明確になったりして、だからどこまで法的根拠に基づいてできるか、やれるか、指導できるかというね。

○原田福祉保健課長 災害対策基本法におきまして、市町村においてそうした避難計画等を立てるということで、それが根拠になろうかと思えます。

○新見委員長 いいですか。

○中野委員 はい。

○星原委員 あと、いろんな医療施設、福祉施設、いろんな形で避難訓練とかやりますよね。その場合に、大概昼間やっていると思うんですよ。そうすると、夜間だと、宿直も少なかったり、要するに照明とか、そういう電源関係が切れたりしますよね。そうすると、その連絡網とか、いろんなのがとれてないと、そういう関係をどこまでやってるか。要するに、地震とか、そういったものはいつ来るかわかりませんよね。

火災でも、この間でも夜中とかとこうなると、寝込んでるときなんか、じゃどういうふうにしたら。昼間は、病院でもいろんな施設でも働いている人が多いわけですが、夜間はどちらかというとな数が少なくなってる中で、特に障がい者のああいふ関係の重い人たちがいた場合の対応の仕方というのは、いろんな施設に対して夜中の12時とか、あるいは2時、3時とかというときにはこういう感じで、夜中には宿直の人が

どういう対応で、どういうふうに、あるいは連絡網もどこがどういうふうにしてとか、あるいは真っ暗闇の中だった場合にはどうするかとか、大雨が降っているときはどうするかとか、そのときそのときで避難の仕方、方法も違いますよね。

そういうところまでは研究というか、訓練とか、そういったものは何らかの方法で、それぞれの施設においてされてるものなんですか、されてない。何か起こったときは想定外とかという言葉が使われて、どうしてもそういう部分が、非常に大きな被害が出るのはそういう部分じゃないかな。今度の八丈島の豪雨災害でもそうなんですが、夜中なんかだと、結局雨が降っているときは、いろんな情報を流そうとしても、見ていなかったり気づかなかったりとかってありますよね。そういう面が、一方では大事じゃないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどういうマニュアルなり、あるいは訓練なりのやり方、想定してやっていらっしゃるんですか。

○古川障害福祉課長 一応夜間訓練として、障がい福祉施設でいえばこども療育センターがあるんですけども、そのときには本当の夜間にある、4時から夜勤の勤務体制になったときの訓練というのはやっております。

あと、民間の施設ですけれども、夜間の訓練というよりも夜間の通報というのは、これは毎月やられて、夜間通報というのはやられています。実際に避難誘導というのは、現実としては、今、昼間だけしていらっしゃるという状況にはございます。

○新見委員長 ほかの社会福祉施設。

○長倉医療業務課長 医療監視の中で、いわゆる防災訓練であるとか避難訓練であるとかとい



うようなのをやっていますかというチェックが  
ございますが、時間帯においてどうやっている  
かというような細かな指導はやっていないと、  
いわゆる消防法の遵守的な意味でやっているよ  
うな意味でございます。

ただ、この資料の中にございます、いわゆる  
4ページの3の(3)で病院の災害対応計画作  
成の手引き、厚労省につくっていただいたわけ  
ですけれども、この中で、これで各病院を指導  
している形になりますが、いわゆる災害対応マ  
ニュアルについて、災害時間別の対応を考えな  
さいというような指導はしております。その中  
において、各病院で必要に応じて、今後対応を  
されていければなど期待しているところでご  
ざいます。

**○川添長寿介護課長** 高齢者の入所施設が多い  
わけですが、高齢者の入所施設につきまして  
は一応、星原委員おっしゃるとおり、夜間とか  
停電時とか、そういうところまで訓練が徹底し  
ているとは言いがたいんですが。ただ、東日本  
大震災のときの注意喚起のときに避難経路を見  
直せとか、訓練のあり方をちょっと重厚にしろ  
という形で言っていますし、今の監査の中では、  
夜間もやっているかということはチェックポイ  
ントにはしていますけれども、それをやるように  
という形では言っていますが、大きい施設では  
それが可能なんです、中小の施設では、なか  
なかそこまでやっていないというのが実態で  
ございます。

**○佐藤福祉保健部長** 先ほど星原委員がお  
っしゃった、いろんな例示をされました。それ  
を直視して想定すると、あるいは先ほど中野委員  
がおっしゃった法的強制力のことを直視すると、  
そういう法的強制力が我が国に備わっているか  
という、なかなかない。あるいは、夜間の避

難を實際しろという指導というか、強制力もな  
い。ただ、実際に夜間に来たら、とても避難ど  
ころじゃないだろうというのも、誰が考えても  
わかるわけですね。

ですから、どうするというのは、今この場で  
言えないんですけど、社会福祉施設の、例えば  
特老をされてる施設の方とかといろいろ話をし  
てみたいと思っています。そういう悩みは、多  
分皆さんお持ちなんです。ただ、実際に、それ  
が現実にとしたらできるのかというのは、答  
えを見出されていないんだらうと思えますが。  
じゃ我々が何か協力できることで、何かそこ  
ができることがあるのか、あるいは国に物申し  
ていけば、あるいは制度改正すればできるのかと、  
その辺をじっくり話さない、なかなか簡単  
にこうだというのは言えないのかなと思ってお  
ります。そのあたり、ちょっとじっくり話し込  
みたいと思ってます。

**○星原委員** なぜこういうことを聞いたかとい  
うと、この間の福岡の病院の新聞報道かテレビ  
報道だったと思うんですが、そこに宿直してい  
た女性の方が外に飛び出して、タクシーの運転  
手をとめて、消防に通報してくださいといった  
ような表現が私はあったような気がするもの  
ですから。結局、夜中に火災が起きた、ある  
いは地震が起きた。第一に、一番に報告しなく  
ちゃいけない。仮に火災だとしたら、この間  
みただったら、ボタンを押したら消防に即つな  
がって、どここのところから来てるものだと。  
消防等も、どこから発信されているか、通  
報されているか、今はいろんなのがあります  
よね。

だから、電源が切れれば、無理だったら、無  
線でやる方法とか、何かを押せば、消防、あ  
るいは警察、あるいはその関係のいろんなと  
ころ。簡単にボタン1つで何らかの方法で連絡  
をとる

ような、そういう方法がないと、その訓練だけでもしときゃ、まず火災だと気づいたときに、消防の通報の仕方が5分でも10分でも早ければ早いほど助かる確率というんですか、延焼する確率も違うわけですよ。1分1秒が勝負ですから、その訓練ぐらいいは夜中にやっていないと、宿直の人が少ない場合には、多分そういう方法しかできないと思うんですよ。

だから、やっぱりそういうこと設備ぐらいいは何とかなされるとか、さっきのスプリンクラーでもそうなんですけど、ボタンを押せば、ぱっと来る。その感知したところにうまくなればいいんですけど、そうじゃない場合なんかだとしたら、気づいた人のほうが、煙感知とか熱感知する前に気づけば、ボタンを押すことで出る方法とか、今の時代ですから、やっぱりいろんなことが考えられると思うんですよ。

だから、単純に言えばそういうことあたりのことも、今後やっぱり検討しておかないと、想定外とかというときの対応の仕方としてはなかなか難しいんじゃないかなと思ったものですから。そういう夜間なら夜間のやり方で、どうするか。連携がない、何もない状況の中のときは何を頼りにしたらいいのかというのを、やっぱり研究すべきじゃないかなというふうに思うんですが。

**○原田福祉保健課長** 非常に大事な観点だと思います。

資料の4ページに、4の(2)で社会福祉施設等従事者における防災士の養成ということで説明いたしましたけれども、まさに委員がおっしゃったような、いろんな場合を想定した訓練の企画だとか、あるいは本当に実践的なそうした対応ができる人材の養成というのが、各施設にキーとなる、核となる方を養成していくのが、

まさにそういうことが必要ではないかと思いません。全てが設備的に整うのは厳しい状況の中で、ソフト的に本当に対応できる部分はありますので、そこ辺を含めて、どういう対応が一番迅速で、なおかつ安全にできるかという、そうした企画ができる、訓練ができる人の養成というのもあわせて必要ではないかと考えているところでございます。

**○星原委員** ぜひ検討してみてください。よろしくをお願いします。

**○新見委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○新見委員長** ないようですので、以上をもって福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆さん、大変にお疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

---

午前11時8分再開

**○新見委員長** 委員会を再開いたします。

そのほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○新見委員長** ないようですので、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午前11時8分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 新 見 昌 安

